

官報

号外

平成十九年六月八日

○第百六十六回 衆議院会議録 第四十一号

平成十九年六月八日(金曜日)

午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件

議員内山晃君を懲罰委員会に付するの動議(六月一日、谷畑孝君外五名提出)
公認会計士法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時三分開議
議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

議員内山晃君を懲罰委員会に付するの動議

(六月一日、谷畑孝君外五名提出)

議長(河野洋平君) 谷畑孝君外五名から、去る六月一日、成規の賛成を得て、議員内山晃君を懲罰委員会に付するの動議が提出されております。右動議を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。鴨下一郎君。

(鴨下一郎君登壇)

○鴨下一郎君 自由民主党の鴨下一郎でございます。私は、ただいま議題になりました議員内山晃君を懲罰委員会に付するの動議につきまして、提出者を代表し、その趣旨の弁明をいたします。

(拍手)
まず初めに、この第百六十六回通常国会において、延べ二十四件の懲罰動議が提出されていることは極めて残念なことであり、このような現状を深く憂慮するものであります。懲罰動議のほとんどは採決時における混乱から生じたものであり、今、衆議院は、言論の府を放棄する事態に陥っていると言っても過言ではありません。幾ら自分たちの要求が通らないからといって、暴力的な行動を容認することは断じてできません。

我々は、議員内山晃君に対し、二件の懲罰動議を提出しております。

一度目は、去る五月二十五日の厚生労働委員会における日本年金機構法案及び国民年金事業改善法案の採決の際、委員長席に詰め寄り、他の議員とともに委員長の顔の前に手を出し、発言を阻止しようとするなど議事の妨害行為を行いました。

二度目は、去る五月三十日であります。厚生労働委員会における年金時効特例法案の採決の際には、前回のときよりもさらに激しく、内山君はいち早く委員長席に詰め寄り、まず、委員長が座っているいすを外し、委員長を羽交い締めにして引きずりおろしました。その議事妨害の行為は多くの国民も見えており、隠しようのない事実であります。これが院の外であれば、暴行罪として訴えることもできる行為であります。

このような行為は、「議員は、議院の品位を重んじなければならない」とする衆議院規則第二百一条に違反することは明白であり、秩序を乱す採決阻止行動であったことは明らかであります。二度にわたる委員長への議事妨害行為を容認することとは、院の品位が問われ、国会の權威を失わすことは必定であります。

院の秩序を乱す行為は、議会制民主主義の根幹を揺るがすものであります。憲法五十八条にも、「秩序をみだした議員を懲罰することができ」とあります。我々は、このような行為を断じて許すわけにはいかないと考えており、看過することはできません。言論の府を取り戻す意味において、まことに残念ではありますが、議員内山晃君を懲罰委員会に付するの動議に対して、議員各位の御賛同を得られますよう切に要望して、提出の趣旨弁明とさせていただきます。(拍手)

議長(河野洋平君) この際、内山晃君から、弁明をいたしたいとの申し出があります。これを許します。内山晃君。

(内山晃君登壇)

○内山晃君 民主党の内山晃でございます。ただいま議題となりました私を懲罰委員会に付

する動議に断固反対して、心からの怒りをもって、一身上の弁明を行うものでございます。

(拍手)
おとこの厚生労働委員会において、またしても重大な事実が発覚をいたしました。いわゆる消えた年金記録が、これまで社会保険庁が明らかにしていた五千万件のほかに、第二の記録漏れとして、大量の手書き台帳分、千四百三十万件もが、今該当事不明のまま残っていることが判明をいたしました。

消えた年金記録は一体何件あるのか、本当にこれで打ち止めなのか、だれもが皆、まだあるのではと疑問を抱いています。まさに、底なしの消えた年金記録問題と言うほかはありません。

去る五月二十五日及び三十日の二度にわたり、櫻田義孝厚生労働委員長は歴史に残る強行採決を行いました。私たちは、これらの強行採決は政府・与党が消えた年金記録問題にふたをして、逃げ切りを図ろうとするものだとして、追及をしてみました。新たな消えた年金記録の発覚は、まさに私たちの指摘が正しかったことを証明しているものであります。

国民は今、消えた年金問題に対して、心の底から怒っています。このような重大な問題が長年にわたって放置された上に、政府・与党は泥縄式、つけ焼き刃、さらには実効性のない無責任な対応に終始するばかりであります。

私は、自民党が作成をいたしましたピラを見て、怒りを通り越して、これが長年政権与党の座にある自民党がやることなのか、政権与党としての自信と誇りはないのかと、とてもむなしさを覚えました。消えた年金記録問題を政争の具にし、我が党を不当におとしめようとしているのは、あなた方自民党ではありませんか。

政府・与党は、消えた年金記録の責任の転嫁をするだけではなく、社会保険庁の看板のかけかえを行うことによって、社会保険庁の責任をあいまいにするどころか、与党の政治責任をもうやむや

平成十九年六月八日 衆議院會議録第四十一号

議員内山見君を懲罰委員会に付するの動議

にしようとしてゐるのであります。このような横暴、無責任な与党の態度は、絶対に許されるものではありません。

百年安心といつて国民にアピールする年金の財政はどうでしょうか。

平成十六年の年金収支を見てみますと、被保険者数が想定より下回り、年金保険料が六兆五千億円で少ない二十兆二千億円しか集まらなかったのであります。このままでいくと、年金積立金の百七十一兆円が政府の考えている百年もたずに、早く底をついてしまふことになります。

消えた年金記録の上に、財政まで怪しくなつてきている現状の年金制度は、平成十六年の年金改正時に政府が声を大きくして言つてきた百年安心の年金にはならず、誤りであつたとますます証明されているじゃないですか。近い将来、国民に負担をかける再度の保険料を引き上げるのか、年金給付を引き下げるのか、はたまた所得代替率を低下させるのか、早急に見直しをしなければならぬことになると思います。

私たちが望むのは、消えた年金記録を初め、多くの年金問題をどうやって解決し、年金制度に対する国民の信頼を取り戻すかという純粋な政策論争であります。

そのため、私たちは、年金信頼回復三法案を提案し、厚生労働委員会において真剣な議論を行うよう、再三再四申し上げてまいりました。しかし、櫻田義孝厚生労働委員長は全く聞く耳を持たず、五月二十五日及び三十日の二度にわたり、問答無用の強行採決を行ったのであります。国民の財産、生活に直結する年金については、決してこのようなことがあつてはなりません。

今、この時期においても、本来もらうべき年金の給付を受けていない方が数多く存在するということをお忘れではありません。国民の正当な権利を守るために、同時に、年金に対する信頼を守るために、一刻も早く消えた年金記録問題の徹底調査と被害者の救済が急務であります。

今般、私に対する不当な懲罰動議が谷畑孝君外五名から提案をされましたが、責めを負うべきは櫻田義孝厚生労働委員長、そしてまた櫻田義孝厚生労働委員長の不公正かつ強引な委員会運営に加担した与党の厚生労働委員であることは、国民の目から見て明らかであります。

巨大与党の数の力によつてこの議場でやりたい放題のことではできても、怒りに燃える国民を抑え込むことはできません。

与党が本気でこの消えた年金記録問題の対策を講じる気持があるのなら、十分な議論を尽くし、社会保険庁が新たな組織に変更される前に、被害者の救済、再発の防止策という総合的な対策を講じることが求められていることに気がつくべきであります。この間の政府・与党の対応は後手後手に回つてしまい、強行採決がいかに野党の原因であるかのような論調を張り、その間違つた判断が国民の年金に対する不信感をますます増幅させているのです。

今、国民は、国会の動きを直視しています。今回の消えた年金記録においては、九割の国民が社会保険庁を初め政府、そして与党に対して不信を抱いています。事実、内閣支持率の急激な下落は、それを忠実に示していることであります。

先日の党首討論で我が党の小沢一郎代表が申し上げているように、与党の数の力による横暴な議会運営ではなく、与党であるならば、謙虚に大きな度量で応じるべきでないだろうか、その上で、議論があるというのであれば議論をさせる、そして議論を尽くしたところで整々と採決をすればよいということでありま。

国民にとつて最重要課題である年金問題だからこそ、数の力による強行採決は避けるべきで、たつた四時間で審議を打ち切り、強行採決をすることなど、絶対に許されるものではありません。日本国憲法の前文は「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」から始まっています。我々国会議員は、国民の負託を

受け、国権の最高機関である国会で、国民の代表として活動しているのであります。いかなることがあつても、国民の不利益になることだけはやってはいけないのであります。もし、国民に不利益になると判断される事態になれば、それこそ体を張つても阻止しなければならぬと考えます。

歴史を顧みれば、昭和十一年、二・二六事件直後に、いわゆる肅清演説を敢行した斎藤隆夫衆議院議員は、昭和十五年には再び反軍演説を行い、衆議院議員を除名されました。そして、昭和十七年には、いわゆる翼賛選挙が行われ、衆議院の八割以上を大政翼賛会推薦の議員が占める結果となりました。その後の我が国がどのような道を歩んだか、今さら言うまでもないことでしょう。

今、本院には、三分の二の議席を有する巨大与党がおります。与党が道を誤れば、まさに民主主義を死なせることさえ可能であります。

国民の政治に対する信頼、そして年金制度に対する信頼を取り戻すためには、政府・与党がみずからの行為を真剣に反省し、いま一度真摯な議論を行うこと、これ以外にありません。

今回の懲罰動議に係る行為は、まさしく国民の暮らしを守る、国会議員としての行為であり、このことが懲罰行為というのであれば、あえて国民のために懲罰をお受けすることを強く申し上げ、私の一身上の弁明といたします。(拍手)

ありがとうございました。(拍手)

○議長(河野洋平君) 懲罰の動議は討論を用いずに採決することとなっております。よつて、直ちに採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行います。

谷畑孝君外五名提出、議員内山見君を懲罰委員会に付するの動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。――議場閉鎖。

氏名点呼を命じます。

(参事氏名を点呼)

(各員投票)

○議長(河野洋平君) 投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。――議場閉鎖。

投票を計算させます。

(参事投票を計算)

○議長(河野洋平君) 投票の結果を事務総長から報告させます。

(事務総長報告)

投票総数 四百三十
可とする者(白票) 三百十七
否とする者(青票) 百十三

○議長(河野洋平君) 右の結果、議員内山見君を懲罰委員会に付することに決まりました。(拍手)

六月一日、谷畑孝君外五名提出議員内山見君を懲罰委員会に付するの動議を可とする議員の氏名

あかま二郎君	安次富 修君
阿部 俊子君	逢沢 一郎君
愛知 和男君	赤池 誠章君
赤城 徳彦君	赤澤 亮正君
秋葉 賢也君	麻生 太郎君
甘利 明君	新井 悦二君
井澤 京子君	井上 喜一君
井上 信治君	井脇ノブ子君
伊藤 公介君	伊藤信太郎君
伊藤 忠彦君	伊藤 達也君
飯島 夕雁君	石崎 岳君
石田 真敏君	石破 茂君
石原 伸晃君	石原 宏高君
稲田 朋美君	稲葉 大和君
猪口 邦子君	今井 宏君
今津 寛君	今村 雅弘君
岩永 峯一君	岩屋 毅君
宇野 治君	上野賢一郎君
浮島 敏男君	白井日出男君
江崎 鐵磨君	江崎洋一郎君
江渡 聡徳君	衛藤征士郎君
遠藤 武彦君	遠藤 利明君

三

古賀 一成君	後藤 斎君
郡 和子君	近藤 昭一君
近藤 洋介君	佐々木隆博君
笹木 竜三君	篠原 孝君
下条 みつ君	神風 英男君
末松 義規君	鈴木 克昌君
園田 康博君	田島 一成君
田嶋 要君	田名部匡代君
田中眞紀子君	田村 謙治君
高井 美穂君	高木 義明君
高山 智司君	武正 公一君
津村 啓介君	筒井 信隆君
寺田 学君	土肥 隆一君
中井 治君	中川 正春君
仲野 博子君	長島 昭久君
長妻 昭君	長安 豊君
西村智奈美君	野田 佳彦君
羽田 孜君	原口 一博君
伴野 豊君	平岡 秀夫君
平野 博文君	福田 昭夫君
藤村 修君	古川 元久君
古本伸一郎君	細川 律夫君
細野 豪志君	馬淵 澄夫君
前田 雄吉君	前原 誠司君
牧 義夫君	松本 謙公君
松野 頼久君	松原 仁君
松本 大輔君	松本 剛明君
松本 龍君	三日月大造君
三谷 光男君	三井 辨雄君
村井 宗明君	森本 哲生君
山岡 賢次君	山口 壯君
山田 正彦君	山井 和則君
柚木 道義君	吉田 泉君
笠 浩史君	鷺尾英一郎君
渡辺 周君	渡部 恒三君
赤嶺 政賢君	石井 郁子君
笠井 亮君	穀田 恵二君
佐々木憲昭君	志位 和夫君

塩川 鉄也君 高橋千鶴子君
吉井 英勝君 阿部 知子君
菅野 哲雄君 照屋 寛徳君
日森 文尋君 保坂 展人君
西村 真悟君

○加藤勝信君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、公認会計士法等の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 加藤勝信君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

公認会計士法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 公認会計士法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長伊藤達也君。

公認会計士法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(伊藤達也君登壇)

○伊藤達也君 た、たいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、監査業務の複雑化、高度化や公認会計士監査をめぐる不適正な事例を踏まえ、監査法人の業務の品質管理、ガバナンス、ディスクロージャーを強化するとともに、監査人の独立性を確保し、その地位を強化するほか、監査法人等に対する監督や監査法人等の責任のあり方を見直すものであります。

本案は、去る五月二十四日当委員会に付託され、二十五日山本國務大臣から提案理由の説明を聴取した後、六月六日より質疑に入り、本日質疑を終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十一分散会

出席國務大臣

國務大臣 山本 有二君

○議長の報告

(条約送付及び通知)

一、昨七日、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び

脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

関 芳弘君

安次富 修君

渡部 篤君

西本 勝子君

後藤 斎君

小宮山泰子君

田嶋 要君

太田 和美君

安次富 修君

関 芳弘君

西本 勝子君

渡部 篤君

太田 和美君

田嶋 要君

小宮山泰子君

後藤 斎君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員

辞任

補欠

大串 博志君

松本 剛明君

吉良 州司君

武正 公一君

笹木 竜三君

鈴木 克昌君

(議案提出)

一、昨七日、議員から提出した議案は次のとおりである。

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案(中野正志君外四名提出)

(議案付託)

一、昨七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

借地借家法の一部を改正する法律案(保岡興治君外五名提出、衆法第三三三号)

法務委員会 付託

電子記録債権法案(内閣提出第八五号)

財務金融委員会 付託

安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案
(内閣提出第九三三号) 安全保障委員会 付託
(議案送付)

一、昨七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

国家公務員法等の一部を改正する法律案

一、昨七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律及び刑法の一部を改正する法律案(松本剛明君外四名提出)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(松本剛明君外四名提出)

(議案通知)

一、昨七日、次の本院議員提出案を否決した旨参議院に通知した。

国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化等のための国家公務員法等の一部を改正する法律案(馬淵澄夫君外四名提出)

特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限等に関する法律案(馬淵澄夫君外四名提出)

一、昨七日、参議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨参議院に通知した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

平成十九年六月八日 衆議院会議録第四十一号

社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件
(質問書提出)

一、昨七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

在ベルギー大使館に配置されていた日本画「はこぞり」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在パラグアイ大使館に配置されていた陶磁器の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在グアテマラ大使館に配置されていた日本画「水仙」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在ラスバルマス駐在官事務所に配置されていた洋画「風景」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在ニューオリンズ総領事館に配置されていた版画「猫」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在ケニア大使館に配置されていた作者不明の洋画「花」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在トロント総領事館に配置されていた日本画「蓬萊山」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在ベレン総領事館に配置されていた版画「草取」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

ロシア極東サハリン州当局が発行した冊子「露日関係のクリール諸島(千島列島)」に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

岩国基地の沖合移設事業に係る「埋立地の利用計画の変更」「埋立地の用途又は設計の概要の変更」等に関する質問主意書(平岡秀夫君提出)

拷問等禁止委員会最終見解のうち、刑事司法・刑事拘禁と入管手続などに関する質問主意書(保坂展人君提出)

議長報告 公認会計士法等の一部を改正する法律案及び同報告書

公認会計士法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。
平成十九年三月十三日
内閣総理大臣 安倍 晋三

公認会計士法等の一部を改正する法律
(公認会計士法の一部改正)

第一章 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 公認会計士試験等(第五条―第十六条)

第三章 公認会計士の登録(第十七条―第二十三条)

第四章 公認会計士の義務(第二十四条―第二十八条)

第五章 公認会計士の責任(第二十九条―第三十四条)

第五章の二 監査法人

第一節 通則(第三十四条の二―第三十四条の十)

第二節 社員(第三十四条の十一―第三十四条の十七)

第三節 業務(第三十四条の十八―第三十四条の二十四)

第四節 会計帳簿等(第三十四条の二十五―第三十四条の二十六)

第五節 法定脱退(第三十四条の二十七)

第六節 解散及び合併(第三十四条の二十八―第三十四条の三十)

第七節 処分等(第三十四条の三十一―第三十四条の三十二)

第八節 雑則(第三十四条の三十三―第三十四条の三十五)

第五章の三 有限責任監査法人の登録に関する特則(第三十四条の三十四―第三十四条の三十九)

第五章の四 外国監査法人等(第三十四条の四十―第三十四条の四十六)

第五章の五 審判手続等(第三十四条の四十七―第三十四条の五十二)

第六章 公認会計士・監査審査会(第三十五条―第四十二条)

第六章の二 日本公認会計士協会(第四十三条―第四十六条)

第七章 雑則(第四十七条―第四十九条)

第八章 罰則(第五十条―第五十五条)

附則

第一条の二(努め、の下に「独立した立場において」を加える。

第一条の三(第一項中「この法律で」を「この法律において」に、「ものをいう」を「もので内閣府令で定めるものをいう。以下同じ」に改め、同条第二項中「この法律で」を「この法律において」に改め、同条第三項中「この法律で」を「この法律において」に、「定めるところにより」を「この法律において」に改め、同条に次の四項を加える。

4 この法律において「有限責任監査法人」とは、その社員の全部を有限責任社員とする定款の定めのある監査法人をいう。

5 この法律において「無限責任監査法人」とは、その社員の全部を無限責任社員とする定款の定めのある監査法人をいう。

6 この法律において「特定社員」とは、監査法人の社員のうち、公認会計士及び外国公認会計士(第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士をいう。)以外の者をいう。

7 この法律において「外国監査法人等」とは、第三十四条の三十五第一項の規定による届出をした者をいう。

第二条第二項中「業務の外」を「業務のほか」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第四条第七号中「未だ」を「いまだ」に改め、同条第八号を同条第十号とし、同条第七号の次の二号を加える。

八 第三十四条の十七第七項の規定により特定社員登録の抹消の処分を受け、当該処分の日から五年を経過しない者

九 第三十四条の十七第二項の規定により、監査法人の第三十四条の五各号に掲げる業務を執行し、監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することの禁止の処分を受け、当該禁止の期間を経過しない者

第十六条の二第六項中「第二十二條」の下に「第二十四條」を、「外国公認会計士」の下に「ついで」を加える。

第三章の章名を次のように改める。
第三章 公認会計士の登録
第十七条中「登録」の下に「(以下この章において単に「登録」という。)を加える。

第十九条第一項中「第十七條の」を削り、同条第三項中「第十七條の」を削り、「第四十六條の十一」に規定する資格審査会を「資格審査会(第四十六條の十一に規定する資格審査会をいう。第二十一條第二項、第三十四條の十一の十一第二項及び第三十四條の十の十四第二項において同じ。)」に改める。

第二十条中「第十七條の規定により」を削る。
第二十二條中「この法律」を「この章」に改める。

第二十四条の三(「会計期間のすべて」を「会計期間当該継続する会計期間に準ずるものとして内閣府令で定める会計期間にあつては、当該会計期間。以下この項、第三十四條の十一の三及び第三十四條の十一の四第一項において「継続会計期間」という。)のすべてに改め、

「(第二条第一項の業務、監査法人の行う同項の業務にその社員として関与すること及びこれらに準ずる業務として内閣府令で定めるものをいう。以下この条及び第三十四條の十一の三において同じ。)」を削り、「当該政令で定める継続する会計期間」を「当該継続会計期間」に改め、同条に次の二項を加える。

2 金融商品取引所(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。)にその発行する有価証券を上場しようとする者その他の政令で定める者(大会社等を除く。)の発行する当該有価証券が上場される日その他の政令で定める日の属する会計期間前三会計期間の範囲内で内閣府令で定める会計期間に係るその者の財務書類については、その者を大会社等とみなして、前項の規定を適用する。この場合において、前項中「公認会計士」とあるのは、「次項の監査関連業務を行つた公認会計士」とする。

3 第一項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項の監査関連業務とは、第二条第一項の業務、監査法人の行う同項の業務にその社員として関与すること及びこれらに準ずる業務として内閣府令で定めるものをいう。

第二十七條中「同様」を「同様」に改める。
第二十八條の二(「間は、当該会社その他の者」の下に「又はその連結会社等(当該会社その他の者と連結して財務書類を作成するものとされる者として内閣府令で定めるものをいう。以下この条及び第三十四條の十一第一項第三号において同じ。)」を加え、同条ただし書中「その他の者」の下に「又はその連結会社等」を加える。

第四章中第二十八條の三の次に次の一条を加える。
(業務の状況に関する説明書類の縦覧等)
第二十八條の四 公認会計士は、年度(毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいい、大会社等の財務書類については第二条第一項の業務を行つたものに限り。ことに、業務の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した説明書類を作成し、当該公認会計士の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しななければならない。

2 前項に規定する説明書類は、電磁的記録をもつて作成することができる。

3 第一項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、公認会計士の事務所において当該説明書類の内容である情報を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。)により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。

4 前三項に定めるもののほか、第一項に規定する説明書類を公衆の縦覧に供する期間その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第三十條第一項中「二年以内の業務の停止又は登録の抹消」を「前条第二号又は第三号に掲げる懲戒」に改め、同条第二項中「戒告又は二年以内の業務の停止」を「前条第一号又は第二号に掲げる懲戒」に改める。

第三十一條中「とき、」を「場合に、」に改め、同条に次の一項を加える。

2 公認会計士が、著しく不当と認められる業務の運営を行つた場合には、内閣総理大臣は、第二十九條第一号又は第二号に掲げる懲戒の処分をすることができる。

第三十一條の次に次の一条を加える。

(課徴金納付命令)

第三十一條の二 公認会計士が会社その他の者の財務書類について証明をした場合において、第三十條第一項又は第二項に規定する場合に該当する事実があるときは、内閣総理大臣は、第三十四條の四十から第三十四條の六十二までに定める手続に従い、当該公認会計士に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 当該証明について第三十條第一項に規定する場合に該当する事実がある場合 当該証明を受けた当該会社その他の者の財務書類に係る会計期間における報酬その他の対価として政令で定める額(次号において「監査報酬相当額」という。)の一・五倍に相当する額

二 当該証明について第三十條第二項に規定する場合に該当する事実がある場合 監査報酬相当額

2 前項の規定にかかわらず、内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、同項の公認会計士に対して、同項の課徴金を納付させることを命じないことができる。

一 第三十條第一項に規定する場合に該当する事実がある場合において、当該公認会計士に対して同項の処分をする場合(同項の財務書類に係る虚偽、錯誤又は脱漏が当該財務書類全体の信頼性に与える影響が比較的小さいと認められる場合として内閣府令で定める場合に限る。)

二 第三十條第二項に規定する場合に該当する事実がある場合において、当該公認会計士に対して同項の処分をする場合(同項の相当の注意を著しく怠つた場合として内閣府令で定める場合を除く。)

三 当該公認会計士に対して第二十九條第二号に掲げる処分をする場合(第三十四條の

十の四第四項に規定する被監査会社等との間で既に締結されている契約に基づく第二条第一項の業務として内閣府令で定めるものの停止を命ずる場合に限る。

四 当該公認会計士に対して第二十九条第三号に掲げる処分をする場合

3 第一項の規定により計算した課徴金の額が一万円未満であるときは、課徴金の納付を命ずることができない。

4 第一項の規定により計算した課徴金の額が一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 第一項の規定による命令を受けた者は、同項の規定による課徴金を納付しなければならぬ。

第三十二条の見出しを「(処分の手続)」に改め、同条第一項及び第三項中「前二条」を「第三十條又は第三十一條に規定する場合」に改め、同条第四項中「前二条」を「第三十條又は第三十一條」に、「戒告又は二年以内の業務の停止」を「第二十九條第一号又は第二号に掲げる懲戒」に改め、同条第五項中「前二条」を「第三十條又は第三十一條」に、「により前二条」を「により第三十條又は第三十一條に規定する場合」に、「認めた場合」を「認めたとき」に改める。

第三十三条第一項中「をして左の各号に掲げる」を「に次に掲げる」に改める。

第三十四条第二項ただし書中「がなされ、又は懲戒処分をしない旨の」を「若しくは第三十四条の五十三第一項から第三項までの規定による決定がされ、又は懲戒処分をしない旨の決定若しくは同条第六項の規定による」に、「同項」を「前項」に改める。

第三十四条の二中「又は」を「若しくは」に改め、「違反したとき」の下に、「又は公認会計士が行う第二項第一項の業務が著しく不当と認められる場合において、当該公認会計士が行う同項の業務の適正な運営を確保するために必要で

あると認められるときを加える。

第三十四条の二の第二項中「以下この章の下に、」次章」を、「同じ」の下に「及び第三十條の十の八の登録を受けた者」を加え、同条第二項中「第一条の下に」及び「第一条の二」を加え、第五章の二中同条の前に次の節名を付する。

第一節 通則

第三十四条の三に次の一項を加える。

2 有限責任監査法人は、その名称中に社員の全部が有限責任社員であることを示す文字として内閣府令で定めるものを使用しなければならない。

第三十四条の四の見出しを「(社員)」に改め、同条第一項中「公認会計士」の下に「又は第三十條の十の八の登録を受けた者」を加え、同条第二項中「社員」とを「監査法人の社員」とに改め、同項第二号中「第三十四条の二十一の規定により」を「第三十四条の二十一の規定により他の」に、「その社員」を「当該他の監査法人の社員」に改め、同条を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 他の監査法人において、第三十四条の十の十七第二項の規定により、監査法人の次各号に掲げる業務を執行し、監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することの禁止の処分を受け、当該禁止の期間を経過しない者

第三十四条の四に次の一項を加える。

3 監査法人の社員のうちに公認会計士である社員の占める割合は、百分の五十を下らない内閣府令で定める割合以上でなければならない。

第三十四条の七第一項中「公認会計士」を「者」に改め、「五人以上」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その社員にならうとする者のうちには、五人以上の公認会計士である者

を含まなければならない。

第三十四条の七第三項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「に関する事項」を「目的(有限責任社員にあつては、金銭その他の財産に限る。及びその価額又は評価の標準)」に改め、同条を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 社員の全部が無責任社員又は有限責任社員のいずれであるかの別

第三十四条の七に次の二項を加える。

4 無限責任監査法人を設立しようとする場合には、前項第五号に掲げる事項として、その社員の全部を無限責任社員とする旨を記載しなければならない。

5 有限責任監査法人を設立しようとする場合には、第三項第五号に掲げる事項として、その社員の全部を有限責任社員とする旨を記載しなければならない。

第三十四条の十の二を次のように改める。

第三十四条の十の二 監査法人の行う第二項第一項の業務については、公認会計士である社員のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う。

2 監査法人の行う業務であつて第三十四条の五各号に掲げるものについては、監査法人のすべての社員が業務を執行する権利を有し、義務を負う。

3 前二項に規定するもののほか、公認会計士である社員は、定款の定めにより監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することができる。

4 第二項に規定するもののほか、特定社員は、定款の定めにより監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することができる。

第二節 社員

第三十四条の十の三第一項及び第二項を次のように改める。

第二条第一項の業務については、公認会計士である社員のみが各自監査法人を代表する。ただし、公認会計士である社員の全員の同意によつて、公認会計士である社員のうち同項の業務について特に監査法人を代表すべき社員を定めることを妨げない。

第三十四条の五各号に掲げる業務については、監査法人のすべての社員が、各自監査法人を代表する。ただし、定款又は総社員の同意によつて、社員のうち当該各号に掲げる業務について特に監査法人を代表すべき社員を定めることを妨げない。

第三十四条の十の三第三項中「業務」の下に「(特定社員にあつては、第二項第一項の業務を除く。)」を加える。

第三十四条の十の四第一項中「監査法人」を「無限責任監査法人」に改め、「社員」の下に「(特定社員を除く。次項及び第六項において同じ。)」を加え、同条第二項中「次条」を「第三十四条の十の六」に改め、同条第三項中「監査法人」を「無限責任監査法人」に改め、同条第四項中「監査法人」を「無限責任監査法人」に、「次条」を「第三十四条の十の六」に改め、同条第五項及び第六項中「監査法人」を「無限責任監査法人」に改める。

第三十四条の十の六中「社員」を「無限責任監査法人の社員」に、「監査法人」を「無限責任監査法人」に改め、同条に次の二項を加える。

2 有限責任監査法人の社員でない者が自己を有限責任監査法人の社員であると誤認させる行為をしたときは、当該有限責任監査法人の社員でない者は、その誤認に基づいて有限責任監査法人と取引をした者に対し、その誤認させた責任の範囲内で当該有限責任監査法人の債務を弁済する責任を負う。

3 有限責任監査法人の社員がその責任の限度を誤認させる行為をしたときは、当該有限責任監査法人の社員は、その誤認に基づいて有限責任監査法人と取引をした者に對し、その誤認させた責任の範囲内で当該有限責任監査法人の債務を弁済する責任を負う。

第三十四条の十の六を第三十四条の十の七とし、同条の次に次の十条を加える。

(特定社員の登録義務)

第三十四条の十の八 特定社員となろうとする者は、特定社員の名簿(以下この節において「特定社員名簿」という。)に、氏名、生年月日、所属する監査法人その他の内閣府令で定める事項の登録(以下この節第三十四条の十の十第七号及び第八号を除く。)において単に「登録」という。)を受けなければならない。

(特定社員名簿)

第三十四条の十の九 特定社員名簿は、日本公認会計士協会に、これを備える。

(登録拒否の事由)

第三十四条の十の十 次の各号のいずれかに該当する者は、特定社員の登録を受けることができない。

- 一 公認会計士
- 二 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- 三 この法律若しくは金融商品取引法第九十七條から第九十八條までの規定に違反し、又は投資信託及び投資法人に関する法律第二百三十三條第一項(第三号に係る部分に限る。)の罪、保険業法第三百二十八條第一項(第三号に係る部分に限る。)の罪、資産の流動化に関する法律第三百八條第一項(第三号に係る部分に限る。)の罪若しくは会社法第九百六十七條第一項(第三号に係る部分に限る。)の罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつてから五年を経過しないもの
- 四 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、

その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しないもの

五 破産者であつて復権を得ない者

六 国家公務員法、国会職員法又は地方公務員法の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者

七 第三十條又は第三十一條の規定により公認会計士の登録の抹消の処分を受け、当該処分の日から五年を経過しない者

八 第三十條又は第三十一條の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間中に公認会計士の登録が抹消され、いまだ当該期間を経過しない者

九 第三十四条の十の十七第二項の規定により登録の抹消の処分を受け、当該処分の日から五年を経過しない者

十 第三十四条の十の十七第二項の規定により、監査法人の第三十四条の五各号に掲げる業務を執行し、監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することの禁止の処分を受け、当該禁止の期間中に第三十四条の十の十四第一項(第一号又は第三号に係る部分に限る。)の規定により特定社員の登録が抹消され、いまだ当該期間を経過しない者

十一 税理士法、弁護士法若しくは外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法又は弁理士法により業務の禁止又は除名の処分を受けた者。ただし、これらの法律により再び業務を営むことができるようになった者を除く。

十二 心身の故障により監査法人の業務の執行に支障があり、又はこれに堪えない者(登録の手続)

第三十四条の十の十一 登録を受けようとする者は、登録申請書を日本公認会計士協会に提出しなければならない。

2 日本公認会計士協会は、前項の規定により

登録申請書の提出があつた場合において、登録を受けようとする者が登録を受けることができる者であると認めたときは、遅滞なく登録を行い、登録を受けようとする者が登録を受けることができない者であると認めたときは、資格審査会の議決に基づいて登録を拒否しなければならない。

3 日本公認会計士協会は、前項の規定により登録を拒否するときは、その理由を付記した書面によりその旨を当該申請者に通知しなければならない。

(登録を拒否された場合の審査請求)

第三十四条の十の十二 前条第二項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるときは、内閣総理大臣に対して、行政不服審査法による審査請求をすることができ

2 前条第一項の規定により登録申請書を提出した者は、当該申請書を提出した日から三月を経過しても当該申請に対して何らの処分がされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、内閣総理大臣に対して、前項の審査請求をすることができ

3 前二項の規定による審査請求が理由があるときは、内閣総理大臣は、日本公認会計士協会に對し、相当の処分をすべき旨を命じなければならない。

(変更登録)

第三十四条の十の十三 登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに變更の登録を申請しなければならない。

(登録の抹消)

第三十四条の十の十四 次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、登録を抹消しなければならない。

一 特定社員が監査法人の社員でなくなつたとき。

二 特定社員が死亡したとき。

三 特定社員が第三十四条の十の十各号に掲げる者のいずれかに該当するに至つたとき。

2 日本公認会計士協会は、前項第三号の規定により登録の抹消(第三十四条の十の十第十二号に掲げる者に該当する場合における登録の抹消に限る。次項において同じ。)をするときは、資格審査会の議決に基づいて行わなければならない。

3 第三十四条の十の十一第三項並びに第三十四条の十の十二第一項及び第三項の規定は、前項の規定による登録の抹消について準用する。

4 日本公認会計士協会は、特定社員が第三十四条の十の十七第二項の処分の手続に付された場合においては、その手続が終了するまでは、第一項第一号の規定による当該特定社員の登録の抹消をすることができない。

(登録の細目)

第三十四条の十の十五 この節に定めるもののほか、登録の手続、登録の抹消、特定社員名簿その他登録に関して必要な事項は、内閣府令で定める。

(秘密を守る義務)

第三十四条の十の十六 特定社員は、正当な理由がなく、その業務上取り扱つたことについて知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。特定社員でなくなつた後であつても、同様とする。

(特定社員に対する処分)

第三十四条の十の十七 特定社員に対する処分は、次の三種とする。

一 戒告

二 監査法人の第三十四条の五各号に掲げる業務を執行し、監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することの二年以内の禁止

三 登録の抹消

- 2 特定社員がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反した場合には、内閣総理大臣は、前項各号に掲げる処分をすることができ、
3 第三十二条から第三十四条までの規定は、前項の処分について準用する。
第三十四条の十の五第一項中「責めに任ずる」を「責任を負う」に改め、同条第四項中「前条第一項」を「第三十四条の十の四第一項」に、「監査法人」を「無限責任監査法人」に、「責めに任ずる」を「責任を負う」に改め、同条第五項中「前条第一項」を「第三十四条の十の四第一項」に、「監査法人」を「無限責任監査法人」に改め、同条第六項中「前条第一項」を「第三十四条の十の四第一項」に、「監査法人」を「無限責任監査法人」に改め、同条第七項ただし書中「第四項」の下に「又は第八項」を加え、「監査法人の債務」を「無限責任監査法人の債務又は特定証明に關し負担することとなつた有限責任監査法人の債務に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項の次に次の四項を加える。
7 有限責任監査法人の社員は、その出資の価額（既に有限責任監査法人に対し履行した出資の価額を除く。）を限度として、有限責任監査法人の債務を弁済する責任を負う。
8 前項の規定にかかわらず、前条第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合（同条第五項又は第六項の規定により指定したものとみなされる場合を含む。次項及び第十項において同じ。）において、特定証明に關して負担することとなつた有限責任監査法人の債務をその有限責任監査法人の財産をもつて完済することができなるときは、指定有限責任社員（指定有限責任社員であつた者を含む。以下この条において同じ。）が、連帯してその弁済の責任を負う。ただし、脱退した指定有限責任社員が脱退後の事由により生じた債務であることを証明した場合は、この限りでない。
9 前条第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合において、特定証明に關し生じた債權に基づく有限責任監査法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときは、指定有限責任社員が、有限責任監査法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明した場合を除き、前項と同様とする。
10 前条第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合において、指定を受けていない社員が指定の前後を問わず特定証明に係る業務に關与したときは、当該社員は、その關与に当たり注意を怠らなかつたことを証明した場合を除き、指定有限責任社員が前二項の規定により負う責任と同一の責任を負う。有限責任監査法人を脱退した後も、同様とする。
第三十四条の十の五を第三十四条の十の六とする。
第三十四条の十の四の次に次の一条を加える。
（指定有限責任社員）
第三十四条の十の五 有限責任監査法人は、当該有限責任監査法人の行うすべての証明について、各証明ごとに一人又は数人の業務を担当する社員（特定社員を除く。次項、第五項及び第六項において同じ。）を指定しなければならない。
2 前項の規定による指定がされた証明（以下この条及び次条において「特定証明」という。）については、指定を受けた社員（以下この条及び次条において「指定有限責任社員」という。）のみが業務を執行する權利を有し、義務を負う。
3 特定証明については、第三十四条の十の三の規定にかかわらず、指定有限責任社員のみが有限責任監査法人を代表する。
4 有限責任監査法人は、第一項の規定による指定をしたときは、証明を受けようとする者に対し、その旨を書面その他の内閣府令で定める方法により通知しなければならない。
5 第一項の規定による指定がされない証明があつたときは、当該証明については、全社員を指定したものとみなす。
6 特定証明について、当該証明に係る業務の終了前に指定有限責任社員が欠けたときは、有限責任監査法人は、新たな指定をしなければならない。その指定がされなかつたときは、全社員を指定したものとみなす。
第三十四条の十一 第一項第三号中「当該会社その他の者」の下に「又はその連結会社等」を加え、同条の前に次の節名を付する。
第三節 業務
第三十四条の十一の二を次のように改める。
第三十四条の十一の二 監査法人は、当該監査法人又は当該監査法人が実質的に支配していると認められるものとして内閣府令で定める關係を有する法人その他の団体が、大会社等から第二項第二の業務（財務書類の調製に關する業務その他の内閣府令で定めるものに限る。次項において同じ。）により継続的な報酬を受けている場合には、当該大会社等の財務書類について、同条第一項の業務を行つてはならない。
2 監査法人は、その社員が大会社等から第二項第二の業務により、継続的な報酬を受けている場合には、当該大会社等の財務書類について、同条第一項の業務を行つてはならない。
第三十四条の十一の三中「連続する会計期間」を「連続会計期間」に、「監査関連業務を行つた」を「当該社員が監査関連業務（第二十四条の三第三項に規定する監査関連業務をいう。以下この条から第三十四条の十一の五までにおいて同じ。）を行つた」に改め、同条の次に次の二条を加える。
（大規模監査法人の業務の制限の特例）
第三十四条の十一の四 大規模監査法人は、金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者その他の政令で定める者（以下この項において「上場有価証券発行者等」という。）の財務書類について第二項第一の業務を行う場合において、当該業務を執行する社員のうちその事務を統括する者その他の内閣府令で定める者（以下この項において「筆頭業務執行社員等」という。）が上場有価証券発行者等の五會計期間の範囲内で政令で定める連続會計期間のすべての會計期間に係る財務書類について監査関連業務を行つた場合には、当該政令で定める連続會計期間の翌會計期間以後の政令で定める會計期間に係る当該上場有価証券発行者等の財務書類について当該筆頭業務執行社員等に監査関連業務を行わせてはならない。
2 前項（次条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の大規模監査法人とは、その規模が大きい監査法人として内閣府令で定めるものをいう。
（新規上場企業等に係る業務の制限）
第三十四条の十一の五 金融商品取引所にその発行する有価証券を上場しようとする者その他の政令で定める者（大会社等を除く。）の発行する当該有価証券が上場される日その他の政令で定める日の属する會計期間前三會計期間の範囲内で内閣府令で定める會計期間に係る財務書類について監査法人が監査関連業務を行つた場合には、その者を大会社等とみなして、第三十四条の十一の三の規定を適用する。この場合において、同条中「監査法人」とあるのは、「第三十四条の十一の五第一項の監査関連業務を行つた監査法人」とする。

える。

ただし、合併後存続する監査法人又は合併により設立する監査法人が有限責任監査法人である場合において、合併により消滅する監査法人が無限責任監査法人であるときにおける当該消滅する無限責任監査法人については、この限りでない。

第三十四条の二十一第一項中「この法律の下に（第三十四条の十の五及び次章を除く。以下この項及び次項第三号において同じ。）を、「指示をすること」の下に（同号に該当した場合において、次項の規定により業務管理体制の改善を命ずること及び第三項の規定により社員が監査法人の業務又は意思決定の全部又は一部に關与することを禁止することを除く。）を加え、同条第二項中「若しくは二年以内」を「第三十四条の十三第一項に規定する業務管理体制の改善を命じ、二年以内」に改め、同条第五項中「第二項の規定は、同項を「第二項及び第三項の規定は、これら」に改め、「監査法人の社員」の下に「である公認会計士を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項を「第二項及び第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 内閣総理大臣は、監査法人が前項各号のいずれかに該当するときは、その監査法人に対し、二年以内の期間を定めて、当該各号に該当することとなつたことに重大な責任を有すると認められる社員が当該監査法人の業務又は意思決定の全部又は一部に關与することを禁止することができる。

第三十四条の二十一に次の一項を加える。
7 第二項及び第三項の規定は、これらの規定により監査法人を処分する場合において、当該監査法人の特定社員につき第三十四条の十の十七第二項に該当する事実があるときは、当該特定社員に対し、同項の処分を併せて行

ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した説明書類を作成し、当該監査法人の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項に規定する説明書類は、電磁的記録をもつて作成することができる。

3 第一項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、監査法人の事務所に於いて当該説明書類の内容である情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項の説明書類を、同項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとなす。

4 前三項に定めるもののほか、第一項に規定する説明書類を公衆の縦覧に供する期間その他の前三項の規定の適用に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

第三十四条の十七の見出しを削り、同条第一号を次のように改める。

一 公認会計士である社員にあつては、公認会計士の登録の抹消

第三十四条の十七中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 特定社員にあつては、特定社員の登録の抹消

第三十四条の十七の次に次の節名を付する。

第五節 法定脱退

第三十四条の十八第一項第三号を次のように改める。

三 合併（合併により当該監査法人が消滅する場合に限る。）

第三十四条の十八第二項中「社員」を「公認会計士である社員」に改め、同条の次に次の節名を付する。

第六節 解散及び合併

第三十四条の二十第三項に次のただし書を加

その社員の一部をもつて構成される合議体で行う場合には、当該合議体を構成する社員のうちに公認会計士である社員の占める割合は、百分の五十を下らない内閣府令で定める割合以上でなければならない。

5 監査法人又はその特定社員は、監査法人に對する国民の信頼を失墜させる行為をしてはならない。

第三十四条の十四第一項中「自己若しくは第三者のためにその監査法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は」を削り、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 監査法人の社員は、自己又は第三者のためにその監査法人の業務の範囲に属する業務を行つてはならない。ただし、当該範囲に属する業務が第二項第二項の業務である場合において、当該範囲に属する業務を行うことにつき、当該社員以外の社員の全員の承認を受けるときは、この限りでない。

第三十四条の十四の三の見出しを「使用人等に対する監督義務の規定の準用」に改める。

第三十四条の十五の次に次の節名を付する。

第四節 会計帳簿等

第三十四条の十六の見出しを「計算書類の作成等」に改め、同条第二項中「貸借対照表及び損益計算書並びに」を「計算書類（貸借対照表、損益計算書その他監査法人の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当な書類として内閣府令で定めるものをいう。次条及び第三十四条の三十二第一項において同じ。）及び」に改め、同条第三項中「内閣府令で定めるものに限る。」を削る。

第三十四条の十六の二中「前条第二項の書類（業務報告書を除く。）を「計算書類」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第三十四条の十六の三 監査法人は、会計年度

2 金融商品取引所にその発行する有価証券を上場しようとする者その他の政令で定める者の発行する有価証券が上場される日その他の政令で定める日の属する会計期間前三会計期間の範囲内で内閣府令で定める会計期間に係る財務書類について前条第二項に規定する大規模監査法人が監査関連業務を行つた場合には、その者を同条第一項に規定する上場有価証券発行者等とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「大規模監査法人」とあるのは、「次条第二項の監査関連業務を行つた大規模監査法人」とする。

第三十四条の十二第一項中「社員」を「公認会計士である社員」に、「監査又は証明の業務を行なわすて」を「第二項第一項の業務を行なわすて」に改める。

第三十四条の十三に次の四項を加える。

2 前項に規定する業務管理体制は、次に掲げる事項（第四十四条第一項第十二号、第四十六号の九の二第一項及び第四十九号の四第二項第二号において「業務の運営の状況」という。）を含むものでなければならない。

一 業務の執行の適正を確保するための措置

二 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施

三 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の第二項第一項の業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

3 前項第二号の業務の品質の管理とは、業務に係る契約の締結及び更新、業務を担当する社員その他の者の選任、業務の実施及びその審査その他の内閣府令で定める業務の遂行に關する事項について、それぞれの性質に應じて業務の妥当性、適正性又は信頼性を損なう事態の発生を防止するために必要な措置を講ずることをいう。

4 監査法人がその活動に係る重要な事項として内閣府令で定めるものに関する意思決定を

うことを妨げるものと解してはならない。
第三十四条の二十一の前に次の節名を付する。

第七節 処分等

第三十四条の二十一の次に次の一条を加える。

(課徴金納付命令)

第三十四条の二十一の二 監査法人が会社その他の者の財務書類について証明をした場合において、当該監査法人が前条第二項第一号又は第二号に該当する事実があるときは、内閣総理大臣は、第三十四条の四十から第三十四条の六十二までに定める手続に従い、当該監査法人に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 当該証明について監査法人が前条第二項第一号に該当する事実がある場合、当該証明を受けた当該会社その他の者の財務書類に係る会計期間における報酬その他の対価として政令で定める額(次号において「監査報酬相当額」という。)の一・五倍に相当する額

二 当該証明について監査法人が前条第二項第二号に該当する事実がある場合、監査報酬相当額

2 前項の規定にかかわらず、内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、同項の監査法人に対して、同項の課徴金を納付させることを命じることができる。

一 前条第二項第一号に該当する事実がある場合において、当該監査法人に対して同項の処分をする場合(同号の財務書類に係る虚偽、錯誤又は脱漏が当該財務書類全体の信頼性に与える影響が比較的軽微であると認められる場合として内閣府令で定める場合に限る。)

二 前条第二項第二号に該当する事実がある場合において、当該監査法人に対して同項

の処分をする場合(同号の相当の注意を著しく怠つた場合として内閣府令で定める場合を除く。)

三 第三十四条の十の四第四項に規定する被監査会社等との間で既に締結されている契約に基づく第二項第一項の業務として内閣府令で定めるものの停止を命ずる場合

四 解散を命ずる場合

3 第一項の規定により計算した課徴金の額が一万円未満であるときは、課徴金の納付を命ずることができない。

4 第一項の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 第一項の規定による命令を受けた者は、同項の規定による課徴金を納付しなければならない。

6 監査法人が合併により消滅したときは、当該監査法人がした行為は、合併後存続し、又は合併により設立された監査法人がした行為とみなして、この条の規定を適用する。

7 第三十二条第一項から第三項まで、第三十三条、第三十四条及び前条第五項から第七項までの規定は、第一項の規定による命令について準用する。この場合において、同条第五項から第七項までの規定中「第二項及び第三項」とあるのは、「次条第一項」と読み替えるものとする。

第三十四条の二十二の見出しを「(監査法人についての民法及び会社法の準用等)」に改め、同条第一項中「第六百条の下に」、「第六百四十二条及び第二項」を加え、「及び第六百二十二条を」、「第六百二十二条並びに第六百二十四条に改め、「第六百六十二条まで」の下に「及び第九百三十七條第一項(第一号及び二)に係る部分に限る。」を、「第三十四条の十四第一項」の下に「又は第二項」と、同法第九百三十七條第一項中「本店(第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲

げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店」とあるのは「主たる事務所及び従たる事務所」を加え、同条第二項中「から第六百七十三條まで」を「第六百六十七條、第六百七十二條、第六百七十三條に」、「第六百五十八條第一項及び第六百六十九條」を「第六百五十八條第一項及び第六百六十九條中「第六百四十一條第一号から第三号まで」とあるのは「公認会計士法第三十四条の十八第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七

十條第三項中「第九百三十九條第一項」とあるのは「公認会計士法第三十四条の二十第六項において準用する第九百三十九條第一項」とを削り、「第三十四条の十の五」を「第三十四条の十の六」に改め、同条第八項中「監査法人」を「無限責任監査法人」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 会社法第六百六十八條から第六百七十一條までの規定は、無限責任監査法人の任意清算について準用する。この場合において、同法第六百六十八條第一項及び第六百六十九條中「第六百四十一條第一号から第三号まで」とあるのは「公認会計士法第三十四条の十八第一項第一号又は第二号」と、同条中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同条第二項中「同項」とあるのは「前条第一項」と、同法第六百七

十條第三項中「第九百三十九條第一項」とあるのは「公認会計士法第三十四条の二十第六項において準用する第九百三十九條第一項」とを削り、「第三十四条の十の五」を「第三十四条の十の六」に改め、同条第八項中「監査法人」を「無限責任監査法人」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 会社法第六百六十八條から第六百七十一條までの規定は、無限責任監査法人の任意清算について準用する。この場合において、同法第六百六十八條第一項及び第六百六十九條中「第六百四十一條第一号から第三号まで」とあるのは「公認会計士法第三十四条の十八第一項第一号又は第二号」と、同条中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同条第二項中「同項」とあるのは「前条第一項」と、同法第六百七

十條第三項中「第九百三十九條第一項」とあるのは「公認会計士法第三十四条の二十第六項において準用する第九百三十九條第一項」と読み替えるものとする。

第三十四条の二十二に次の五項を加える。

10 無限責任監査法人は、その社員の全部を有限責任社員とする定款の変更をすることにより、有限責任監査法人となる。

11 有限責任監査法人は、その社員の全部を無限責任社員とする定款の変更をすることによ

り、無限責任監査法人となる。
12 監査法人は、前二項の定款の変更を行つたときは、その変更の日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

13 第十項の定款の変更をする場合において、当該定款の変更をする無限責任監査法人の社員が当該定款の変更後の無限責任監査法人に対する出資に係る払込み又は給付の全部又は一部を履行していないときは、当該定款の変更は、当該払込み及び給付が完了した日に、その効力を生ずる。

14 第三十四条の十四第一項、第三十四条の十七(第三号から第五号までに係る部分に限る。)、第一項において準用する会社法第六百四十一條第一項及び第二項、第六百六十一條、第六百六十二條並びに第六百二十四條並びに第六百四十四條(第三号を除く。の)の規定により清算をする監査法人については、適用しない。

第三十四条の二十二の次に次の節名を付する。
第八節 雑則
第三十四条の二十二の次に次の一条及び三章を加える。
(有限責任監査法人についての会社法の準用等)

第三十四条の二十三 会社法第二百七条(第九項第一号を除く。)、第六百四十二条第三項、第六百二十条、第六百二十三條第一項、第六百二十五條から第六百三十六條まで、第六百六十五條、第六百六十一條及び第六百六十五條の規定は、有限責任監査法人について準用する。

この場合において、これらの規定中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第二百七條第一項中「第九百三十九條第一項第三号に掲げる事項を」とあるのは「金銭以外の財産を出

る事項を」とあるのは「金銭以外の財産を出

(登録の申請)

第三十四条の二十五 登録を受けようとする有限責任監査法人(第三十四条の二十二第十項の規定による定款の変更をしようとする無限責任監査法人を含む。第三十四条の二十七第七項第二号口において同じ。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 名称

二 事務所の所在地 三 社員の氏名及び住所 四 資本金の額 五 その他内閣府令で定める事項 2 前項の申請書には、定款その他の内閣府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。 (登録の実施) 第三十四条の二十六 内閣総理大臣は、登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を有限責任監査法人登録簿に登録しなければならない。 一 前条第一項各号に掲げる事項 二 登録年月日及び登録番号 2 内閣総理大臣は、前項の規定により登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。 3 内閣総理大臣は、有限責任監査法人登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。 (登録の拒否) 第三十四条の二十七 内閣総理大臣は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その登録を拒否しなければならない。 一 第三十四条の二十九第二項の規定により申請者が登録を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない場合 二 社員のうちに次のいずれかに該当する者がいる場合 イ 第三十四条の四第二項各号のいずれかに該当する者 ロ 第三十四条の二十九第二項の規定により他の登録を受けた有限責任監査法人(以下「登録有限責任監査法人」という。)が登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該他の登録有限責任監査法人の社員であつた者でその処分の日から三年を経過しないものの資本金の額が公益又は投資者保護のため	必要かつ適當なものとして政令で定める金額に満たない場合 四 申請者の社員のうちに公認会計士である社員の占める割合が百分の五十を下らない内閣府令で定める割合を下回る場合 2 内閣総理大臣は、前項の規定により登録の拒否をした場合においては、遅滞なく、理由を付して、その旨を申請者に通知しなければならない。 (変更登録等) 第三十四条の二十八 登録有限責任監査法人は、登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに変更の登録を申請しなければならない。 2 登録有限責任監査法人が、第三十四条の十八第一項若しくは第二項の規定により解散したとき、第三十四条の二十二第十項の規定による定款の変更をしようとする場合において、登録を受けた後、二週間以内に、その定款の変更の効力が生じないとき、又は同条第十一項に規定する定款の変更をしたときは、当該登録有限責任監査法人の登録は、その効力を失う。 (登録有限責任監査法人に対する処分等) 第三十四条の二十九 内閣総理大臣は、登録有限責任監査法人が第三十四条の十の五若しくはこの章の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反したときは、当該登録有限責任監査法人に対し、必要な指示をすること(次項第三号に該当した場合において、同項の規定により業務管理体制の改善を命ずること及び第三項の規定により社員が監査法人の業務又は意思決定の全部又は一部に関与することを禁止することを除く。)ができる。 2 内閣総理大臣は、登録有限責任監査法人が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録有限責任監査法人に対し、戒告し、第三十四条の十三第一項に規定する業務管理体制の改善を命じ、二年以内の期間を定めて業	務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。 一 第三十四条の二十七第一項各号(第一号を除く。)のいずれかに該当することとなつたとき 二 不正の手段により登録を受けたとき 三 第三十四条の十の五若しくはこの章の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反したとき 四 前項の規定による指示に従わないとき 3 内閣総理大臣は、登録有限責任監査法人が前項第三号又は第四号に該当するときは、その登録有限責任監査法人に対し、二年以内の期間を定めて、同項第三号又は第四号に該当することとなつたことに重大な責任を有するものと認められる社員が当該登録有限責任監査法人の業務又は意思決定の全部又は一部に関与することを禁止することができる。 4 第三十二条から第三十四条までの規定は、前二項の処分について準用する。 5 第二項及び第三項の規定による処分の手続に付された登録有限責任監査法人は、清算が終了した後においても、この条の規定の適用については、当該手続が終了するまで、なお存続するものとみなす。 6 第二項及び第三項の規定は、これらの規定により登録有限責任監査法人を処分する場合において、当該監査法人の社員である公認会計士につき第三十条又は第三十一条に該当する事実があるときは、その社員である公認会計士に対し、懲戒の処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。 7 第二項及び第三項の規定は、これらの規定により登録有限責任監査法人を処分する場合において、当該監査法人の特定社員につき第三十四条の十の十七第二項に該当する事実があるときは、当該特定社員に対し、同項の処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。	(登録の抹消) 第三十四条の三十 内閣総理大臣は、第三十四条の二十八第二項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。 (登録の細目) 第三十四条の三十一 この章に定めるもののほか、登録の手続、登録の抹消、有限責任監査法人登録簿その他登録に関し必要な事項は、内閣府令で定める。 (計算書類の作成に関する特則) 第三十四条の三十二 登録有限責任監査法人は、その計算書類について、内閣府令で定めるところにより、当該登録有限責任監査法人と政令で定める特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。ただし、当該計算書類に係る会計年度における当該登録有限責任監査法人の収益の額その他の政令で定める勘定の額が政令で定める基準に達しない場合は、この限りでない。 2 前項の監査報告書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録の添付をもつて、監査報告書の添付に代えることができる。 (供託に関する特則) 第三十四条の三十三 登録有限責任監査法人は、第三十四条の二十一第二項第一号又は第二号に該当することによつて生ずる損害の賠償を請求する権利(以下この条において「優先還付対象債権」という。)を有する者(以下この条及び次条において「優先還付対象債権者」という。)に対する債務の履行を確保するため必要かつ適當なものとして政令で定める額の金銭を、主たる事務所の最寄りの供託所に供託しなければならない。 2 内閣総理大臣は、優先還付対象債権者に対する債務の履行を確保するため必要があると
--	---	---	---

認めるときは、登録有限責任監査法人に対し、その業務を開始する前に、前項の政令で定める額のほか、相当と認める額の金銭の供託を命ずることができる。

3 登録有限責任監査法人は、政令で定めるところにより、当該登録有限責任監査法人のために所要の供託金が内閣総理大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなつてゐる金額（以下この条において「契約金額」という。）につき前二項の規定により供託する供託金の全部又は一部を供託しないことができる。

4 内閣総理大臣は、優先還付対象債権者に対する債務の履行を確保するため必要があると認めるときは、登録有限責任監査法人と前項の契約を締結した者又は当該登録有限責任監査法人に対し、契約金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

5 登録有限責任監査法人（第三十四条の二十第二項の規定による定款の変更の効力が生じていないものを除く。）は、第一項の規定により供託する供託金（第二項の規定により同項の金銭の供託を命ぜられた場合には、その供託金を含む。）につき供託又は第三項の契約の締結を行い、その旨を内閣総理大臣に届け出た後でなければ、その業務を行つてはならない。

6 優先還付対象債権者は、優先還付対象債権に關し、当該登録有限責任監査法人に係る供託金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

7 前項の権利の実行に關し必要な事項は、政令で定める。

8 登録有限責任監査法人は、第六項の権利の実行その他の理由により、供託金の額（契約金額を含む。）が第一項の政令で定める額に不足することとなつたときは、内閣府令で定める日から政令で定める期間以内にその不足額につき供託又は第三項の契約の締結（第五十二条の四において単に「供託」という。）を行い、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

9 第一項、第二項又は前項の規定により供託する供託金は、国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める有価証券をもつてこれに充てることができる。

10 第一項、第二項、第四項又は第八項の規定により供託した供託金は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、内閣総理大臣の承認を受けて、その全部又は一部を取り戻すことができる。

一 第三十四条の十八第一項各号のいずれかに該当することとなつたとき。
二 第三十四条の十八第二項に該当することとなつたとき。
三 第三十四条の二十二第一項に規定する定款の変更を行い、同条第十二項の規定によりその旨を内閣総理大臣に届け出たとき。

四 業務の状況の変化その他の理由により供託金の額が第一項の政令で定める額を超えらることとなつたとき。
内閣総理大臣は、前項の承認をするときは、優先還付対象債権の弁済を確保するため必要と認める限度において、取り戻すことができる時期及び取り戻すことができる供託金の額を指定することができる。

12 前各項に定めるもののほか、供託金に關し必要な事項は、内閣府令・法務省令で定める。
（有限責任監査法人責任保険契約に關する特別）

第三十四条の三十四 登録有限責任監査法人は、政令で定めるところにより、その業務を行うに当たり生ずる責任に關する保険契約

（次項及び第三項において「有限責任監査法人責任保険契約」という。）を締結し、内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該契約の効力の存する間、当該契約の保険金の額に應じて前条第一項、第二項若しくは第八項の規定により供託する供託金の全部若しくは一部の供託又は同条第三項の契約の締結をしないことができる。

2 内閣総理大臣は、優先還付対象債権者に対する債務の履行を確保するため必要があると認めるときは、有限責任監査法人責任保険契約を締結した登録有限責任監査法人に対し、前条第一項、第二項又は第八項の規定により供託する供託金につき供託又は同条第三項の契約の締結をしないことができることとされた金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

3 前二項に定めるもののほか、有限責任監査法人責任保険契約に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

第五章の四 外国監査法人等（届出）

第三十四条の三十五 外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者は、金融商品取引法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第九号に掲げる有価証券の性質を有するものその他の政令で定める有価証券の発行者その他内閣府令で定める者が同法の規定により提出する財務書類（以下「外国会社等財務書類」という。）について第二條第一項の業務に相当すると認められる業務を行うときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に届け出なければならない。ただし、外国会社等財務書類について同項の業務に相当すると認められる業務を行う者に対する監督を行う外国の行政機関その他これに準ずるものの適切な監督を受けると認められる者として内閣府令

で定めるものについては、この限りでない。
2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

（届出事項）

第三十四条の三十六 前条第一項の規定による届出を行う者は、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 名称又は氏名
- 二 主たる事務所の所在地
- 三 法人にあつては、役員の氏名
- 四 法人にあつては、資本金の額又は出資の総額
- 五 その他内閣府令で定める事項

2 前項の規定による届出書には、定款その他の内閣府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（届出事項の変更）

第三十四条の三十七 外国監査法人等は、前条第一項各号に掲げる事項について変更があつた場合においては、内閣府令で定めるところにより、二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

（外国監査法人等に対する指示等）

第三十四条の三十八 内閣総理大臣は、外国監査法人等がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき、又は外国監査法人等の行う外国会社等財務書類についての第二條第一項の業務に相当すると認められる業務の運営が著しく不当と認められる場合において、その業務の適正な運営を確保するために必要であると認めるときは、当該外国監査法人等に対し、必要な指示をすることができ

2 内閣総理大臣は、前項の規定による指示を

した場合において、その指示を受けた外国監査法人等が、その指示に従わないときは、その旨及びその指示の内容を公表することができる。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による公表後、同項の外国監査法人等について、第一項の指示に係る事項につき是正が図られたと認める場合には、その旨その他の内閣府令で定める事項を公表しなければならない。
(廃業等の届出)

第三十四条の三十九 外国監査法人等は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 外国会社等財務書類についての第二条第一項の業務に相当すると認められる業務を廃止したとき。

二 主たる事務所の所在する国において当該国の法令に基づき、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は清算開始と同種類の申立てを行ったとき。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公表しなければならない。

第五章の五 審判手続等 (審判手続開始の決定)

第三十四条の四十 内閣総理大臣は、第三十一条の二第一項に規定する事実があると認める場合(同条第二項の規定により課徴金を納付させることを命じない場合を除く。)又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実があると認める場合(同条第二項の規定により課徴金を納付させることを命じない場合を除く。)には、当該事実に係る事件について審判手続開始の決定をしなければならない。

2 第三十条第一項若しくは第二項又は第三十条の二十一第二項第一号若しくは第二号に規定する証明をした財務書類に係る会社その

他の者の会計期間の末日から七年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該証明に係る事件について審判手続開始の決定をすることができる。

(審判手続開始決定書)

第三十四条の四十一 審判手続開始の決定は、文書によつて行われなければならない。

2 審判手続開始の決定に係る決定書(次項及び第三十四条の四十五において「審判手続開始決定書」という。)には、審判の期日及び場所、課徴金に係る第三十一条の二第一項又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実並びに納付すべき課徴金の額及びその計算の基礎を記載しなければならない。

3 審判手続は、課徴金の納付を命じようとする者(以下この章において「被審人」という。)に審判手続開始決定書の謄本を送達することにより、開始する。

4 被審人には、審判の期日に出頭すべき旨を命じなければならない。
(審判手続を行うべき者)

第三十四条の四十二 審判手続(審判手続開始の決定及び第三十四条の五十三第七項に規定する決定を除く。)は、三人の審判官をもつて構成する合議体が行う。ただし、簡易な事件については、一人の審判官が行う。

2 内閣総理大臣は、各審判事件について、前項本文の合議体を構成する審判官又は同項ただし書の一人の審判官を指定しなければならない。

3 内閣総理大臣は、合議体に審判手続を行わせることとしたときは、前項の規定により指定した審判官のうち一人を審判長として指定しなければならない。

4 内閣総理大臣は、当該事件について調査に関与したことがある者を審判官として指定することはできない。

(被審人の代理人及び指定職員)
第三十四条の四十三 被審人は、弁護士、弁護

士法人又は内閣総理大臣の承認を得た適当な者を代理人とすることができ、

2 内閣総理大臣は、当該職員でその指定するもの(次項において「指定職員」という。)を審判手続に参加させることができる。

3 指定職員は、審判に立ち会い、証拠の申出その他必要な行為をすることができ、

(審判の公開)
第三十四条の四十四 審判は、公開して行ふ。ただし、公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(被審人による答弁書の提出)
第三十四条の四十五 被審人は、審判手続開始決定書の謄本の送達を受けたときは、これに対する答弁書を、遅滞なく、審判官に提出しなければならない。

2 被審人が、審判手続開始決定書に記載された審判の期日以前に、課徴金に係る第三十一条の二第一項又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出したときは、審判の期日を置くことを要しない。

(被審人の意見陳述)
第三十四条の四十六 被審人は、審判の期日に出頭して、意見を述べることができる。

2 審判官は、必要があると認めるときは、被審人に対して、意見の陳述を求めることができる。

(参考人に対する審問等)
第三十四条の四十七 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、参考人に出頭を求めて審問することができる。この場合において

は、被審人も、その参考人に質問することができる。

2 民事訴訟法(平成八年法律第九号)第百九十条、第百九十一条、第百九十六条、第百九十七及び第二百一条第一項から第四項までの規定は、前項の規定により参考人を審問する手続について準用する。

(被審人に対する審問)
第三十四条の四十八 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、被審人を審問することができる。

(証拠書類の提出等)

第三十四条の四十九 被審人は、審判に際し、証拠書類又は証拠物を提出することができる。ただし、審判官が証拠書類又は証拠物を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内に提出しなければならない。

2 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求め、かつ、その提出された物件を留め置くことができる。

(学識経験者に対する鑑定命令)
第三十四条の五十 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、学識経験を有する者に鑑定を命ずることができる。

2 審判官が鑑定人に出頭を求めて審問する場合においては、被審人も、その鑑定人に質問することができる。

3 民事訴訟法第百九十一条、第百九十七条、第二百一条第一項及び第二百二十二条の規定は、第一項の規定により鑑定人に鑑定を命ずる手続について準用する。

(立入検査)

第三十四条の五十一 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、事件関係人の事務所その他の必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

2 前項の規定により立入検査をしようとする審判官は、その身分を示す証票を携帯し、事件関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(決定案の提出)
第三十四条の五十二 審判官は、審判手続を経

た後、審判事件についての決定案を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(審判手続終了後の決定等)

第三十四条の五十三 内閣総理大臣は、前条の規定による決定案の提出を受けた場合において、第三十一条の二第二項又は第三十四条の二十一の二第二項に規定する事実があると認めるときは、被審人に對し、第三十一条の二第一項又は第三十四条の二十一の二第二項の規定による課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

2 内閣総理大臣は、会社その他の者の同一の会計期間に係る財務書類の二以上の証明について前項の規定(第三十一条の二第二項の規定に係るものに限る。以下この項において同じ。)をしなければならない場合には、同条第一項の規定に係る額に代えて、それぞれの決定に係る事実について同項の規定により計算した額(以下この項及び次項において「個別決定」との算出額という。)のうち最も高い額を内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に應じてあん分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定(第三十一条の二第二項の規定に係るものに限る。以下この項において同じ。)又は前項の規定をしなければならない場合において、既に第一項又は前項の規定によりされた一以上の決定(以下この項において「既決定」という。)に係る会社その他の者の財務書類の証明と同一の会計期間に係る当該会社その他の者の他の財務書類の証明について一以上の決定(以下この項において「新決定」という。)をしなければならないときは、当該新決定について、同条第一項又は前項の規定による額に代えて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を内閣府令で定めるところによりそれぞれ

の新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に應じてあん分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、同条第一項又は前項の規定による課徴金の納付を命ずることができない。

を控除した額を内閣府令で定めるところによりそれぞれの決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に應じてあん分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、同条第一項又は前項の規定による課徴金の納付を命ずることができない。

二 既決定に係る第三十一条の二第二項又は前項の規定による課徴金の額を合計した額 4 内閣総理大臣は、会社その他の者の同一の会計期間に係る財務書類の二以上の証明について第一項の規定(第三十四条の二十一の二第一項の規定に係るものに限る。以下この項において同じ。)をしなければならない場合には、同条第一項の規定に係る額に代えて、それぞれの決定に係る事実について同項の規定により計算した額(以下この項及び次項において「個別決定」との算出額という。)のうち最も高い額を内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に應じてあん分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

二 既決定に係る第三十一条の二第二項又は前項の規定による課徴金の額を合計した額 6 内閣総理大臣は、前条の規定による決定案の提出を受けた場合において、第三十一条の二第二項又は第三十四条の二十一の二第二項に規定する事実がないと認めるときは、その旨を明らかにする決定をしなければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項の規定(第三十四条の二十一の二第二項の規定に係るものに限る。以下この項において同じ。)又は前項の規定をしなければならない場合において、既に第一項又は前項の規定によりされた一以上の決定(以下この項において「既決定」という。)に係る会社その他の者の財務書類の証明と同一の会計期間に係る当該会社その他の者の他の財務書類の証明について一以上の決定(以下この項において「新決定」という。)をしなければならないときは、当該新決定について、同条第一項又は前項の規定による額に代えて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額

7 前各項の決定は、文書によつて、前条の規定により審判官が提出した決定案に基づいて行わなければならない。

8 前項に規定する決定に係る決定書には、内閣総理大臣が認定した事実及びこれに対する法令の適用(第一項から第五項までの決定にあつては、課徴金の計算の基礎及び納付期限を含む。)を記載しなければならない。

9 前項の納付期限は、同項に規定する決定書(第一項から第五項までの決定に係るものに限る。)の謄本を發した日から二月を経過した日とする。

10 第七項に規定する決定は、被審人に当該決定に係る決定書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

(送達書類)

第三十四条の五十四 送達すべき書類は、この法律に規定するもののほか、内閣府令で定め

る。

(民事訴訟法の準用)

第三十四条の五十五 書類の送達については、民事訴訟法第九十九条、第一百一条から第一百三十三条まで、第五百条、第五百六条、第五百七条第一項(第二号及び第三号を除く。)及び第三項、第五百八条並びに第五百九条の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあり、及び同法第五百七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「金融庁の職員」と、同法第五百八条中「裁判長」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官(公認会計士法第三十四条の四十二第二項ただし書の場合にあつては、審判官)」と、同法第五百九条中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と読み替へるものとする。

(公示送達)

第三十四条の五十六 内閣総理大臣又は審判官は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができ、

一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達すべき場所が知れない場合

二 前条において準用する民事訴訟法第七百七条第一項(第二号及び第三号を除く。)の規定により送達をすることができない場合

三 外国においてすべき送達について、前条において準用する民事訴訟法第八十条の規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるべき場合

四 前条において準用する民事訴訟法第八十条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を發した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

2 公示送達は、送達すべき書類を送達を受けべき者にいつでも交付すべき旨を金融庁の揭示場に揭示することにより行う。

3 公示送達は、前項の規定による揭示を始め

た日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。

4 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

(処分通知等に係る電子情報処理組織の使用)

第三十四条の五十七 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第二条第七号に規定する処分通知等であつて、この章又は内閣府令の規定により書類の送達により行うこととしてゐるものについては、同法第四条第一項の規定にかかわらず、当該処分通知等の相手方が送達を受ける旨の内閣府令で定める方式による表示をしないときは、電子情報処理組織を使用して行うことができない。

2 前項に規定する相手方が同項の表示をした場合において、金融庁の職員が同項の処分通知等を電子情報処理組織を使用して行つたときは、第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第九十九条の規定にかかわらず、当該処分通知等の内容を電子情報処理組織を使用して金融庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む)に備えられたファイルに記録することをもつて、同条に規定する書面の作成及び提出に代えることができる。

(事件記録の閲覧等)

第三十四条の五十八 利害関係人は、内閣総理大臣に対し、審判手続開始の決定後、事件記録の閲覧若しくは謄写又は第三十四条の五十三第七項に規定する決定に係る決定書の謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

(納付の督促)

第三十四条の五十九 内閣総理大臣は、課徴金をその納付期限までに納付しない者があるときは、督促状により期限を指定してその納付を督促しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による督促を

平成十九年六月八日 衆議院会議録第四十一号

したときは、同項の課徴金の額につき年十・五パーセントの割合で、納付期限の翌日からその納付の日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

3 前項の規定により計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(課徴金納付命令の執行)

第三十四条の六十 前条第一項の規定により督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、内閣総理大臣の命令で、第三十四条の五十三第一項から第五項までの決定(以下この条及び次条において「課徴金納付命令」という。)を執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 課徴金納付命令の執行は、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)その他強制執行の手續に関する法令の規定に従つてする。

3 内閣総理大臣は、課徴金納付命令の執行に關して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(課徴金等の請求権)

第三十四条の六十一 破産法及び民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定の適用については、課徴金納付命令に係る課徴金の請求権及び第三十四条の五十九第二項の規定による延滞金の請求権は、過料の請求権とみなす。

(内閣府令への委任)

第三十四条の六十二 この章に規定するもののほか、審判手続に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

(取消しの訴え)

第三十四条の六十三 第三十四条の五十三第一

項から第五項までの決定の取消しの訴えは、決定がその効力を生じた日から三十日以内に提起しなければならない。

2 前項の期間は、不変期間とする。

(参考人等の旅費等の請求)

第三十四条の六十四 第三十四条の四十七第一項又は第三十四条の五十一第一項の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、政令で定めるところにより、旅費及び手当を請求することができる。

(行政手続法の適用除外)

第三十四条の六十五 内閣総理大臣が第三十一条の二、第三十四条の二十一の二及び第三十四条の四十から第三十四条の六十二までの規定によつてする決定その他の処分(これらの規定によつて審判官がする処分を含む。)については、行政手続法第二章及び第三章の規定は、適用しない。ただし、第三十一条の二及び第三十四条の二十一の二の規定に係る同法第十二条の規定の適用については、この限りでない。

(不服申立て)

第三十四条の六十六 内閣総理大臣が第三十一条の二、第三十四条の二十一の二及び第三十四条の四十から第三十四条の六十二までの規定によつてした決定その他の処分(これらの規定によつて審判官がした処分を含む。)については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第三十五条第二項第一号中「対する処分」の下に「(監査法人に対する第三十四条の二十一の二第一項の規定による命令を除く。)」を加え、同項第二号中「業務」の下に「(外国監査法人等の同項の業務に相当すると認められる業務)」を加える。

第四十一条の二中「第四十九条の四第二項」の下に「又は第三項を加え、又は第四十九条の三第一項を」と、第四十九条の三第一項若しく

は第二項又は第四十九条の三の二第一項に改め、「業務」の下に「(外国監査法人等の同項の業務に相当すると認められる業務)」を加える。

第四十三条第二項中「並びに公認会計士」の下に「及び特定社員」を加える。

第四十四条第一項第七号中「公認会計士」の下に「及び特定社員」を加え、同項第十二号中「業務」の下に「の運営」を加える。

第四十六条の二中「抹消された」を「抹消された」に改める。

第四十六条の九の二第一項中「業務」の下に「の運営」を、「状況」の下に「(当該会員が公認会計士である場合にあつては、第三十四条の十三第二項第一号及び第二号に掲げる事項に限る。第四十九条の四第二項第二号において同じ。)」を加える。

第四十六条の十第一項中「又は第三十四条の二十一」を、「第三十一条の二第一項、第三十四条の二十一第一項若しくは第三項、第三十四条の二十一の二第一項又は第三十四条の二十九第二項若しくは第三項」に改める。

第四十六条の十一第二項中「第十九条第三項」の下に「及び第三十四条の十の十一第二項」を加え、「及び第二十一条第一項第四号の規定による」を「並びに第二十一条第一項第四号の規定による登録の抹消及び第三十四条の十の十四第一項第三号の規定による同条第二項に規定する」に改める。

第四十七条及び第四十七条の二中「除く外」を「除くほか」に改める。

第四十八条の二第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 無限責任監査法人は、その名称中に有限責任監査法人又は有限責任監査法人と誤認させるような文字を使用してはならない。

第四十九条中「除く外」を「除くほか」に改める。

第四十九条の三の見出しを「(公認会計士、外

公認会計士法等の一部を改正する法律案及び同報告書

国公認会計士又は監査法人に対する報告徴収及び立入検査」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(外国監査法人等に対する報告徴収及び立入検査)

第四十九条の三の内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、外国監査法人等の行う外国会社等財務書類に関する業務に、当該職員に外国監査法人等に相当すると認められる業務に、外国監査法人等に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、外国監査法人等の行う外国会社等財務書類に関する業務に、当該職員に外国監査法人等に相当すると認められる業務に、外国監査法人等に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第四十九条の四第二項中「前条第一項」を「第四十九条の三第一項」に、「第四十六条の九の二第二項の報告に關して行われる」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第四十六条の九の二第二項の報告に關して行われるもの

二 公認会計士、外国公認会計士又は監査法人(以下この号において「公認会計士等」という。)が、第四十六条の九の二第一項の調査を受けていないこと、同項の調査に協力することを拒否していることその他の内閣府令で定める事由があることにより日本公認会計士協会が当該公認会計士等に係る同条第二項の報告を行っていない場合において、当該公認会計士等の業務の運営の状況に關して行われるもの

第四十九条の四第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限のうち、前条第一項及び第二項の規定による権限を審査会に委任することができる。

第五十一条中「又は外国公認会計士」を「外国公認会計士又は特定社員」に改める。

第五十二条第一項中「含む」の下に、「第三十四条の十の十六」を加え、同条の次に次の三条を加える。

第五十二条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第二十八条の四第一項若しくは第三十四条の十六の三第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは第二十八条の四第三項若しくは第三十四条の十六の三第三項の規定に違反して、第二十八条の四第二項若しくは第三十四条の十六の三第二項に規定する電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供し、若しくは電磁的記録に記録すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者

二 不正の手段により第三十四条の二十四の登録を受けた者

三 第三十四条の二十四又は第三十四条の三

十三第五項の規定に違反して業務を行つた者

第五十二条の三 第三十四条の四十七第二項又は第三十四条の五十三第三項において準用する民事訴訟法第二百一条第一項の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯した者が、審判手続終了前であつて、かつ、犯罪の発覚する前に自首したときは、その刑を減輕又は免除することができる。

第五十二条の四 第三十四条の三十三第八項の規定に違反して、同項の不足額につき供託を行わなかつた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条第一項第四号中「又は第二項の規定を」から第三項までの規定のいずれかに改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「第四十六条の十二第一項」を「第三十四条の五十一第一項、第四十六条の十二第二項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 第三十四条の二十五第一項の登録申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

第五十三条第二項中「前項第三号」を「前項第四号」に改める。

第五十三条の二中「第三十四条の二十第六項」の下に「又は第三十四条の二十三第四項」を加える。

第五十三条の三中、「第五十三条第一項第一号、第二号若しくは第四号又は前条」を、「第五十二条の二、第五十二条の四、第五十三条第一項第一号から第三号まで若しくは第五号又は第五十三号の二」に改め、同条を第五十三号の四とする。

第五十三条の二の次に次の一条を加える。

第五十三号の三 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第三十四条の四十七第一項の規定による参考人に対する処分違反して出頭せず、陳述をせず、又は虚偽の陳述をした者

二 第三十四条の四十七第二項又は第三十四条の五十三第三項において準用する民事訴訟法第二百一条第一項の規定による参考人又は鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者

三 第三十四条の四十九第二項の規定による物件の所持人に対する処分違反して物件を提出しない者

四 第三十四条の五十一第一項の規定による鑑定人に対する処分違反して鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

第五十四条第二号中「第三号」を「次号」に改める。

第五十五条各号中「及び第三十四条の三十一第三項」を、「第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項及び第三十四条の二十九第四項」に改める。

第五十五条の二各号中「第三十四条の二十第六項」の下に「又は第三十四条の二十三第四項」を加える。

第五十五条の三第五号中「第三十四条の二十第六項」の下に「又は第三十四条の二十三第四項」を加え、同条第八号を次のように改める。

八 第三十四条の二十二第三項において準用する会社法第六百七十条第二項若しくは第五項又は第三十四条の二十三第一項において準用する同法第六百二十七条第二項若しくは第五項、第六百三十五条第二項若しくは第五項若しくは第六百六十一条第一項の規定に違反して、財産の処分、資本金の額

の減少、持分の払戻し又は債務の弁済をしたとき。

第五十五条の三に次の一号を加える。

九 第三十四条の二十八第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をしたとき。

第五十五条の三を第五十五条の四とする。

第五十五条の二の次に次の一条を加える。

第五十五条の三 次の各号のいずれかに該当する場合においては、監査法人の社員、監査法人と第三十四条の三十三第三項の契約を締結した者又は検査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第三十四条の二十三第一項において準用する会社法第二百七条第四項又は第三十四条の二十三第二項において準用する同法第三十三條第四項に規定する報告について、裁判所に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

二 第三十四条の三十三第四項の規定による命令に違反したとき。

(金融商品取引法の一部改正)
第二条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二十八條第一項第二号中「行為の下に」又は店頭デリバティブ取引についての同項第五号に掲げる行為を加え、同条第二項第三号中「第三号まで」の下に「又は第五号」を、「前項第一号」の下に「若しくは第二号」を加え、同条第四項中「い」を「い、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が、当該行為のいずれかを業として行うことを含むものとする」に改める。

第二十九條の四第一項第五号ホ(1)中「又はロ」を削る。

第三十三條第三項中「ものを業として行う場合」の下に、「第二條第八項第五号に掲げる行為のうち第二十八條第八項第七号に掲げるものの以外」のものを業として行う場合を加える。

第三十三條の二第三号中「除く。」の下に「又

は第二條第八項第五号に掲げる行為のうち第二十八條第八項第七号に掲げるものの以外」のものを加える。

第四十三條の二第三項中「第九十三條の二」の下に「及び第九十三條の三」を加える。

第六十六條の十八中「第四十九條の三」を「第四十七條の三」に改める。

第九十二條の三十一第三項中「その株主」を「その総株主に改める。

第九十四條第三項中「定めたを」を「定める」に改める。

第九十六條の二中「有価証券市場」を「金融商品市場」に改める。

第九十九條第一項中「第六十條の十一」の下に「第六十條の十二第三項において準用する場合を含む。」を加える。

第九十九條の二第二項中「政令で定めるもの」の下に「次条において「特定発行者」という。」を、「内閣府令で定めるもの」の下に「第四項及び次条において「財務計算に関する書類」という。」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第二條第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第九号に掲げる有価証券の性質を有するものその他の政令で定める有価証券の発行者が、外国監査法人等(公認会計士法第一條の三第七項に規定する外国監査法人等をいう。次項第一号及び第三項において同じ。)から内閣府令で定めるところにより監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合

二 前号の発行者が、公認会計士法第三十四條の三十五第一項ただし書に規定する内閣府令で定める者から内閣府令で定めるところにより監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合

三 監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣府令で定めるところにより監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合

た旨又は同法第三十四條の三十九第一項の規定による届出があつた旨の同法第二項の規定による公表がされた場合(同法第三十四條の三十八第二項の規定による公表がされた場合において、同条第三項の規定による公表がされたときを除く。)には、適用しない。

第九十三條の二の次に次の一条を加える。

(法令違反等事実発見への対応)
第九十三條の三 公認会計士又は監査法人が、前条第一項の監査証明を行うに当たつて、特定発行者における法令に違反する事実その他の財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実(次項第一号において「法令違反等事実」という。)を発見したときは、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨を、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該特定発行者に書面で通知しなければならない。

二 前号の発行者が、公認会計士法第三十四條の三十五第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるところにより内閣府令で定めるところにより監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合

三 監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣府令で定めるところにより監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合

第九十三條の二中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「且つ」を「かつ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に、「同項の規定により貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類」を「財務計算に関する書類を提出する者」に改め、「及び第三十四條の十一の二」を削り、「又は第三十四條の十一第一項を」、「第三十四條の十一第一項又は第三十四條の十一の二第一項若しくは第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項第一号及び前項第一号の規定は、これらの規定に規定する外国監査法人等について、公認会計士法第三十四條の三十八第二項の規定により同条第一項の指示に従わなかつ

た旨又は同法第三十四條の三十九第一項の規定による届出があつた旨の同法第二項の規定による公表がされた場合(同法第三十四條の三十八第二項の規定による公表がされた場合において、同条第三項の規定による公表がされたときを除く。)には、適用しない。

第九十三條の二の次に次の一条を加える。

(法令違反等事実発見への対応)
第九十三條の三 公認会計士又は監査法人が、前条第一項の監査証明を行うに当たつて、特定発行者における法令に違反する事実その他の財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実(次項第一号において「法令違反等事実」という。)を発見したときは、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨を、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該特定発行者に書面で通知しなければならない。

2 前項の規定による通知を行つた公認会計士又は監査法人は、当該通知を行つた日から政令で定める期間が経過した日後なお次に掲げる事項のすべてがあると認める場合において、第一号に規定する重大な影響を防止するために必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該事項に関する意見を内閣府令に申し出なければならない。この場合において、当該公認会計士又は監査法人は、あらかじめ、内閣府令に申出をする旨を当該特定発行者に書面で通知しなければならない。

一 法令違反等事実が、特定発行者の財務計算に関する書類の適正性の確保に重大な影響を及ぼすおそれがあること。

二 前項の規定による通知を受けた特定発行者が、同項に規定する適切な措置をとらな

いこと。

3 前項の規定による申出を行つた公認会計士

又は監査法人は、当該特定発行者に対して当該申出を行った旨及びその内容を書面で通知しなければならない。

第百九十四条の七第二項第一号中「第六十五条の第三項において準用する場合を含む。」を削り、同項第四号中「並びに」を「及び」に改め、同条第三項中「第六十条の十一」の下に「第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。」を加え、「第百九十三条の二第五項を「第百九十三条の二第六項」に改める。

第二百五条第五号中「第百九十三条の二第五項を「第百九十三条の二第六項」に改める。

第二百八条の二に次の三号を加える。

四 第百九十三条の三第一項の規定に違反した者

五 第百九十三条の三第二項の規定に違反して、申出をせず、又は虚偽の申出をした者

六 第百九十三条の三第三項の規定に違反して、通知をせず、又は虚偽の通知をした者（金融庁設置法の一部改正）

第三条 金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十二号の二中「金融商品取引法」の下に「及び公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十号）」を加える。

第六条第二項の表公認会計士・監査審査会の項中「昭和二十三年法律第百三十号」を削る。

第二十五条第一項中「第六章の二第二節」の下に「及び公認会計士法第五章の五」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定（金融商品取引法第四十三条の二第三項及び第百九十三条の二の改正規

定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第百九十四条の七第三項の改正規定（第百九十三条の二第五項を「第百九十三条の二第六項」に改める部分に限る。）、同法第二百五条第五号の改正規定並びに同法第二百八条の二に三号を加える改正規定を除く。）、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

二 附則第二十七条の規定 株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第 号）の公布の日又は前号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

（大会社等に係る業務の制限の特例に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の公認会計士法（以下「新公認会計士法」という。）第二十四条の三第一項（新公認会計士法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始する大会社等（新公認会計士法第二十四条の二に規定する大会社等という。以下同じ。）の会計期間（新公認会計士法第二十四条の三第一項に規定する会計期間をいう。以下同じ。）であつて、公認会計士又は外国公認会計士（新公認会計士法第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士をいう。以下同じ。）が当該大会社等の財務書類（新公認会計士法第一条の三第一項に規定する財務書類をいう。以下同じ。）について監査関連業務（新公認会計士法第二十四条の三第三項に規定する監査関連業務をいう。以下同じ。）を行った会計期間以後の連続会計期間（新公認会計士法第二十四条の三第一項に規定する連続会計期間をいう。以下同じ。）について適用する。

2 施行日前に開始した大会社等の会計期間であつて、公認会計士又は外国公認会計士が当該大会社等の財務書類について監査関連業務を行った会計期間を含む連続する会計期間（第一

条の規定による改正前の公認会計士法（以下「旧公認会計士法」という。）第二十四条の三に規定する連続する会計期間をいう。附則第十条第二項において同じ。）については、旧公認会計士法第二十四条の三（旧公認会計士法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定は、なおその効力を有する。

3 新公認会計士法第二十四条の三第二項（新公認会計士法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する新公認会計士法第二十四条の三第一項の規定は、この法律の施行の際現に同条第二項の規定により大会社等とみなされる者の財務書類について監査関連業務を行っている公認会計士又は外国公認会計士について適用する。

（公認会計士の就職の制限に関する経過措置）

第三条 新公認会計士法第二十八条の二（新公認会計士法第十六条の二第六項及び第三十四条の十四の二において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始する会計期間に係る財務書類について新公認会計士法第二条第一項の業務を行った場合について適用し、施行日前に開始した会計期間に係る財務書類について同項の業務を行った場合については、なお従前の例による。

（業務の状況に関する説明書類の縦覧に関する経過措置）

第四条 新公認会計士法第二十八条の四（新公認会計士法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始する新公認会計士法第二十八条の四第一項に規定する年度に係る同項に規定する説明書類について適用する。

（懲戒に関する経過措置）

第五条 新公認会計士法第三十一条第二項（新公認会計士法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定は、公認会計士又は外国公認会計士の施行日以後に行った業務の運営に

ついて適用する。

（課徴金納付命令に関する経過措置）

第六条 新公認会計士法第三十一条の二（新公認会計士法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定は、公認会計士又は外国公認会計士の施行日以後にした新公認会計士法第三十条第一項の虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為又は同条第二項の重大な虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為について適用する。

（指示に関する経過措置）

第七条 新公認会計士法第三十四条の二（新公認会計士法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定は、公認会計士又は外国公認会計士の施行日以後に行う行為又は新公認会計士法第二条第一項の業務について適用し、施行日前に行った行為又は同項の業務については、なお従前の例による。

（定款の記載に関する経過措置）

第八条 この法律の施行の際現に存する監査法人の定款には、その社員の全部を無限責任社員とする旨の定めがあるものとみなす。

（監査法人の業務の制限に関する経過措置）

第九条 新公認会計士法第三十四条の十一第一項第三号の規定は、会社その他の者の財務書類で、施行日以後に開始する会計期間に係るものの新公認会計士法第二条第一項の業務について適用し、会社その他の者の財務書類で、施行日前に開始した会計期間に係るものの同項の業務については、なお従前の例による。

（大会社等に係る業務の制限の特例に関する経過措置）

第十条 新公認会計士法第三十四条の十一の三の規定は、施行日以後に開始する大会社等の会計期間であつて、監査法人がその社員に当該大会社等の財務書類について監査関連業務を行わせた会計期間以後の連続会計期間について適用する。

2 施行日前に開始した大会社等の会計期間であつて、監査法人がその社員に当該大会社等の財務書類について監査関連業務を行わせた会計期間を含む連続する会計期間については、旧公認会計士法第三十四条の十一の三の規定は、なおその効力を有する。

(大規模監査法人の業務の制限の特例に関する経過措置)

第十一条 新公認会計士法第三十四条の十一の四の規定は、施行日以後に開始する上場有価証券発行者等(同条第一項に規定する上場有価証券発行者等をいう。以下同じ。)の会計期間であつて、同条第二項に規定する大規模監査法人がその社員に当該上場有価証券発行者等の財務書類について監査関連業務を行わせた会計期間以後の連続会計期間について適用する。

(新規上場企業等に係る業務の制限の特例に関する経過措置)

第十二条 新公認会計士法第三十四条の十一の五第一項の規定により読み替えて適用する新公認会計士法第三十四条の十一の三の規定は、この法律の施行の際現に同項の規定により大会社等とみなされる者の財務書類について適用する。

2 新公認会計士法第三十四条の十一の五第二項の規定により読み替えて適用する新公認会計士法第三十四条の十一の四第一項の規定は、この法律の施行の際現に新公認会計士法第三十四条の十一の五第二項の規定により上場有価証券発行者等とみなされる者の財務書類について適用する。

（財務諸表等の作成に関する経過措置）
第十三条 新公認会計士法第三十四条の十六第二

項の規定は、施行日以後に開始する会計年度（新公認会計士法第三十四条の十五に規定する会計年度をいう。以下同じ。）に係る同項の計算書類及び業務報告書について適用し、施行日前に開始した会計年度に係る貸借対照表及び損益計算書並びに業務報告書については、なお従前

の例による。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等に関する経過措置)

第十四条 新公認会計士法第三十四条の十六の三の規定は、施行日以後に開始する会計年度に係る説明書類について適用する。

第十五条 新公認会計士法第三十四条の二十一第

二項の規定は、監査法人の施行日以後にした同項第一号の虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為、同項第二号の重大な虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為、新公認会計士法若しくは新公認会計士法に基づく命令に違反する行為若しくは著しく不当な運営又は同条第一項の規定による指示に従わない行為について適用し、監査法人の施行日前にした旧公認会計士法第三十四条の第二項第一号の虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為、同項第二号の重大な虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為、旧公認会計士法若しくは旧公認会計士法に基づく命令に違反する行為若しくは著しく不当な運営又は同条第一項の規定による指示に従わない行為については、なお従前の例による。

2 新公認会計士法第三十四条の二十一第三項の規定は、監査法人の施行日以後にした同条第二

項第一号の虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為、同項第二号の重大な虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為、新公認会計士法若しくは新公認会計士法に基づく命令に違反する行為若しくは著しく不当な運営又は同条第一項の規定による指示に従わない行為について適用する。

第十六条 新公認会計士法第三十四条の二十一の

二の規定は、監査法人の施行日以後にした新公認会計士法第三十四条の二十一第二項第一号の

虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為又は同項第二号の重大な虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為について適用する。

(外国監査法人等の届出に関する経過措置)
第十七条 新公認会計士法第三十四条の三十五第

一項の規定は、外国会社等財務書類(同項に規定する外国会社等財務書類をいう。)で、施行日以後に開始する会計期間に係るものの新公認会計士法第二条第一項の業務に相当すると認められる業務について適用する。

（公認会計士又は監査法人による監査証明に関する経過措置）

第十八条 第二条の規定による改正後の金融商品取引法（以下「新金融商品取引法」という。）第百九十三条の二第一項の規定は、施行日以後に開始する特定発行者（同項に規定する特定発行者をいう。以下この条及び次条において同じ。）の事業年度又は特定期間（新金融商品取引法第二十四条第五項に規定する特定期間をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る財務計算に関する書類（新金融商品取引法第百九十三条の二第二項に規定する財務計算に関する書類をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に開始する特定発行者の事業年度又は特定期間に係る財務計算に関する書類については、なお従前の例による。

2 新金融商品取引法第百九十三条の二第二項の規定は、施行日以後に開始する特定発行者の事

業年度に係る内部統制報告書（新金融商品取引法第二十四条の四の四第一項に規定する内部統

制報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に開始する特定発行者の事業年度に係る内部統制報告書については、なお従前の例による。

（法令違反等事実発見への対応に関する経過措置）

第十九条 新金融商品取引法第百九十三条の三の規定は、公認会計士（外国公認会計士を含む。）又は監査法人の施行日以後に開始する特定発行者の事業年度又は特定期間に係る財務書類の監査証明について適用する。

(所得税法の一部改正)
第二十条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)

の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項に次の一号を加える。

十一 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三三号)の規定による課徴金及び延滞金

別表第一第一号の表日本公認会計士協会の項

中「昭和二十三年法律第百三号」を削る。
(法人税法の一部改正)

第二十一条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第四項に次の一号を加える。

五 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三

号)の規定による課徴金及び延滞金

中「昭和二十三年法律第百三号」を削る。
(登録免許税法の一部改正)

第二十二條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第五十号を次のように改める。

五十 有限責任監査法人の登録又は公認会計士に係る実務補習団体等の認定

人の登録の登録

団体等の認定

務付けること。

- (一) 監査法人の社員資格を公認会計士以外の者に拡大すること。
- (二) 監査法人による情報開示を義務付けること。

2 監査人の独立性の確保及び地位の強化

- (一) 監査人の独立性に関する制度を充実すること。
- (二) 監査人が財務書類に重要な影響を及ぼす不正・違法行為を発見した場合における当局への申出制度を導入すること。

3 監査法人等に対する監督及び監査法人等の責任の在り方の見直し

- (一) 課徴金納付命令及び監査法人に対する業務管理体制の改善命令等行政処分を多様化させること。
- (二) 有限責任組織形態の監査法人制度を創設すること。
- (三) 外国監査法人等に係る届出制度を整備すること。

4 施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、企業活動の多様化・複雑化・国際化、監査業務の複雑化・高度化、公認会計士監査をめぐる不適正な事例を踏まえ、組織的監査の重要性が高まっている状況に対応するため、監査法人制度等について見直しを行うものであり、時宜に適用ものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十九年六月八日

財務金融委員長 伊藤 達也

衆議院議長 河野 洋平殿

平成十九年六月八日 衆議院会議録第四十一号

(別紙)

公認会計士法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 公認会計士監査をめぐる非違事例等、監査の信頼性を揺るがしかねない事態が発生したことにかんがみ、非違事例等の再発を防止し、監査の品質と信頼を確保するため、監査に関する制度について不断の見直しに努めること。

一 財務情報の適正性の確保のためには、企業のガバナンスが前提であり、監査役又は監査委員会の機能の適切な発揮を図るとともに、監査人の選任決議案の決定権や監査報酬の決定権限を監査役に付与する措置についても、引き続き真剣な検討を行い、早急に結論を得るよう努めること。

一 公認会計士監査制度の充実・強化のためには、専門職業士団体が継続的に自主規制の充実促進を図ることが重要であり、行政はこうした専門職業士団体の果たす役割を尊重するよう努めること。

一 業務管理体制の改善命令、課徴金納付命令等の行政処分の多様化に伴い、これらの発動に当たっては、その効果を十分に検討した上、適切な運用に努めること。

一 会計監査を担う有為な人材を確保、育成するため、社会人等を含めた多様な人材確保を目的とする現行試験制度の趣旨を踏まえ、公認会計士試験実施の更なる改善に努めること。

一 公認会計士監査制度をより一層強固なものとするため、行政としても、今回の法改正の趣旨に則り、監査法人に対し、過度な負担を課すことのないよう適切な対応に努めること。

公認会計士法等の一部を改正する法律案及び同報告書

明治三十五年三月十一日
郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五	東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号	独立行政法人国立印刷局
電 話	
03	(3587) 4294
定 価	
本体	本号一部
一〇円	二五円